

ぎふ農業・農村基本計画策定に係るパブリックコメントの意見等について

(パブリックコメント期間:平成22年11月30日～平成23年1月4日)

章・項		ご意見等の内容	ご意見に対する県の考え方(案)
全般的事項			
1	全般	方針と施策はとてすばらしいと思います。生産者の立場では、現実的には荷が重い点もありますが、各地域(市町村)ごとの条件等にかみ合わせて進めていく事が大事と考えております。	本計画に記載した各種施策につきましては、各地域の現状を踏まえ市町村や関係団体等とも連携し、推進してまいります。なお、各地域での特徴的な取組については、第4章の各項目の中で「地域の特徴的な取組」として記載しました。
2	全般	計画の文章は大変立派ですが、現実可能な具体的な対策のある計画でしょうか。農家が農家として成立するためには、それなりの収益があり生活できることが重要ですが、米価の低下やTPPへの参加、デフレ社会等の影響により収益が上がりません。このままでは農家の存続が懸念されます。	本計画は、岐阜県長期構想の「儲かる農畜産業を実現し、持続可能な農村をつくる」等の政策を実現するために、現状を把握し、多くの方々の意見を伺い、前計画の評価を踏まえ作成しております。本計画に示した将来像は、県だけではなく農業者や県民、関係団体等がそれぞれの役割を果たすことで実現が可能となるものです。本計画を関係者に十分ご理解いただき、将来像実現のための施策を進めてまいります。
3	全般	このパブリックコメントを募ること自体の認知度が低くはないでしょうか。意見が少なければパブリックコメントにはなりません。となると、告知の方法を考え直さなければいけないのではと感じます。	パブリックコメント実施に係る告知については、岐阜県庁ホームページへの掲載のほか、県広報紙や岐阜放送の地デジ・データ放送での「岐阜県からのお知らせ」、県庁および各総合庁舎での閲覧など、あらゆる県の広報媒体・手段を通じてお知らせしておりますが、より多くの皆さまにご意見がいただけるよう今後も効果的な広報に努めます。
第1章 社会情勢の変化と時代の潮流			
4	1-2	TPPやFTA等、関税自由化の波にのまれてしまいそうな日本農業ですが、もしそれらが現実となった場合、荒廃農地は増え、日本全土の自然環境は悪化すると考えます。全国豊かな海づくり大会を催した県として、環境を強くアピールした計画であってほしいと思います。	本計画の基本理念として「県民の『食』と県土の『環境』を支える『元気な農業・農村』づくり」を掲げ、ぎふクリーン農業の推進など環境保全への取組を重視して作成しております。ご意見を踏まえ、重点プロジェクトにおいて、農業・農村が有する多面的機能を維持し、水土里(みどり)を美しい姿のまま未来へ残す活動を展開することで、「清流の国ぎふづくり」を推進する取組について新たに記載しました。
5	1-2	時代は変わりグローバル時代です。もの、金、人をもっと早く進めるために、花きの分野でもまず人の交流を進めるべきだと思います。	ご意見を踏まえ、第5章品目別の振興方向「花き」において、中国との連携を強化し経済交流を推進するための民間交流について記載しました。
6	1-4	うなぎの産地偽装などの例もあるように、国産、国内製造だからといっても安心できません。全ての食品に対して生産者、製造元、製造工程などが分かるような制度を整備してほしい。	食品の表示については、国においてJAS法、食品衛生法等により制度化されておりますので、これら法令の規定に即して、県内食品加工業者への指導に努めてまいります。
7	1-4	食育の進展により、消費者の農産物の原産地に対する関心は高まりつつありますが、加工食品における原料表示は任意とされ、消費者に対し十分な情報が提供されておられません。加工食品における国産農産物の需要を喚起する観点からも、原料の、「国産」「外国産」表示の義務化に向けた取り組みをお願いします。	食品の表示については、国においてJAS法、食品衛生法等により制度化されておりますので、これら法令の規定に即して、県内食品加工業者への指導に努めてまいります。なお、現在加工食品の原料原産地表示は乾燥きのこなど20食品群と野菜冷凍食品など4品目が対象となっております。
8	1-4	県・市・生産者が共通で理解できる目標を持ち、皆で取組むことが大切であると思いますので、行政にはその主導をお願いします。そのためにも、行政には問題は現場にあることを理解していただきたいと思います。計画の中身はすばらしいものがありますが、果たして生産者の皆様は何処まで理解しているのでしょうか？ここに問題があると思います。	本計画の策定においては、生産者をはじめとして多くの方々のご意見を伺い進めてまいりました。また、今後施策の推進にあたっては、各地域において新規就農者の育成や集落営農組織の育成、さらには新たな産地の育成など、それぞれの場面で生産者と行政・関係機関とが一体となり、現場での課題に対応してまいりたいと考えております。

章・項		ご意見等の内容	ご意見に対する県の考え方(案)
9	1-6	日本人の食生活にお米は欠かせませんが、朝食などはパン食が増えてきていると思います。美味しいお米やブランド米は高いイメージがあるので、安い小麦＝パンになってきていると思います。美味しく安全なお米が安く買える様になると嬉しいです。	県では、より安全・安心でおいしい米を消費者の皆様にお値打ちに提供するために、研究機関において新しいハツシモを育成したところです。本年度から全てこの新しいハツシモへ切替えられましたので、是非この機会に、岐阜県産ハツシモをご購入いただければ幸いです。
第2章 本県農業・農村の現状と課題			
10	2-8	平成18年度に策定された「ぎふ農業・農村振興ビジョン」の目標達成率はどれくらいか。その反省を踏まえなければ、同じ轍を踏むことにならないでしょうか。	目標達成した指標は、平成22年12月末現在で83指標あり全体の44%です。80%以上達成した20指標を合わせると80%以上の達成率は55%となっております。第2章本県農業・農村の現状と課題の「ぎふ農業・農村振興ビジョンの評価」で新たな基本方針の策定等に反映させていくようビジョンの評価を記載しました。
11	2-8	ぎふ農業・農村振興ビジョンにおけるH22年度目標への達成度(成果)については、達成できない項目もあったと思います。今回の基本計画でも数値目標が設定されていますが、前回の達成状況から類推すると、今回の達成が困難と思われる目標数値とされている項目があります。目標設定をある程度上位に設定する意義は認めるものの、農家数や農業従事者の減少、高齢化及び人口減少等の社会情勢を考慮すると、ある程度の努力で達成可能な数値設定とすべきではないでしょうか。	本計画は、岐阜県長期構想の「儲かる農畜産業を実現し、持続可能な農村をつくる」等の政策を実現するために、現状を把握し、多くの方々の意見を聞き、前計画の評価を踏まえ作成しております。本計画に示した目標数値は、県だけではなく農業者や県民、関係団体等がそれぞれの役割を果たすことで実現が可能となるものです。本計画を関係者に十分理解いただき、将来像実現のための施策を進めてまいります。
第3章 基本理念と基本方針			
12	3-4	農振農用地区域内の農地面積を44,153から44,600haに増やす目標について、約350ha分増となるが、これと耕作放棄地の解消目標面積が同じということは、現在の活用されている農地は現状維持ということになるのでしょうか。高齢化でこの先5年間で相当の面積が減ることが予想されますが、減る分を新規就農者や企業参入で補えるのでしょうか。	第4章売れる農畜産物づくりの「優良農地と豊かできれいな水の確保」において、農振農用地区域内の農地面積の増加については、耕作放棄地解消面積の目標値だけを考慮した訳ではなく、集団的農地等の農用地区域への編入促進や優良農地の転用面積の抑制を考慮し目標を掲げていることを記載しました。
第4章 将来像達成のための取組			
1 売れる農畜産物づくり			
13	4-1-1	国際競争に打ち勝つには、「安全、安心な農畜産物生産」に対する取り組みが大きな意味を持つと考えますので、基本計画においても「安全、安心な農畜産物生産」を重要な位置づけとされることを要望します。	第4章売れる農畜産物づくりの1番はじめに「安全・安心な農畜産物と情報の提供」を位置付け、ぎふクリーン農業の推進、農産物の安全管理体制の強化、家畜防疫体制の強化の取組について記載しました。
14	4-1-1	県で推進している「ぎふグリーン農業」について、30%程度の化学肥料・化学合成農薬の削減では、県外において認知されるものではありません。今後も「ぎふグリーン農業」を推進されるならば、50%以上の化学肥料・化学合成農薬を削減するような目標を持つべきではないでしょうか。	第4章売れる農畜産物づくりの「安全・安心な農畜産物と情報の提供」において、消費者の食の安全安心や環境問題への関心が高まる中、販売優位性の向上や、より環境保全効果の高い化学合成農薬及び化学肥料「不使用」や「50%削減」の登録拡大を推進していくことを記載しました。

章・項	ご意見等の内容	ご意見に対する県の考え方(案)
15 4-1-1	現実的には、一農家や一生産組合で取り組むには技術的に限界があるため、減農薬、減化学肥料を可能とするための農業技術の開発と生産者に対する技術支援を県に要望します。	第4章売れる農畜産物づくりの「安全・安心な農畜産物と情報の提供」において、化学合成農薬、化学肥料の使用削減は生産性を落とすことなく取り組んでいただくことが基本であり、様々な防除手段を適切に組合せ病害虫等の発生を抑制するIPM(総合的病害虫・雑草管理)技術の開発・普及等の推進について記載しました。
16 4-1-1	私が食の安全、安心を意識するようになったのは、子供を育てるようになってからで、国産、地元産の食品を購入するようにしています。地元(県内)産だと一目で分かる様な表示を、県内統一で作って欲しいです。同時に形は悪く、土が付いていても安全で安い物を提供してほしいです。	県では、安全で安心な農産物としてぎふクリーン農産物の生産を推進しており、この農産物には統一したロゴマークを表示して販売するように指導・支援しています。また、第4章戦略的な流通・販売の「地産地消の推進」において、安全に配慮した農産物が数多く販売されている県内各地の農産物直売所の振興について記載しました。
17 4-1-1	現在、消費者に購入してもらえようぎふクリーン農業を始め様々な取組をしているつもりですが、それらが本当に消費者に評価してもらえているか非常に疑問です。作ったものをどう売るかではなく、一度消費者が本当に求めるものを調査して、そこから産地づくりを行うべきではないでしょうか。	近年、食品の原産地偽装表示などの問題が起こり、食の安全・安心に対する消費者の関心が一層高まっています。県政モニターを対象としたアンケートにおいても、「食品購入の際にどのようなことを意識して選択するか」の問いに対して、「安全性」と回答した方が51%と最も多く、関心の高さを裏付ける結果となりました。この様なことから、ぎふクリーン農業など農産物の安全・安心に対する取組は消費者のニーズに即したものだと考えており、今後も引き続き推進していきたいと考えております。
18 4-1-1	近年、宮崎県の口蹄疫、愛知県の鳥インフルエンザなどが発生し、最近では野鳥が鳥インフルエンザで死んでいるのが発見されたりしております。この様な状況の中、本県においても、これらの疫病が発生した場合の対応計画はあるのでしょうか。	県では口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの甚大な被害が発生する伝染病に対し、防疫対策要領等を策定するとともに、定期的な防疫演習の実施などにより、万が一の発生に備えています。また発生防止のため、普段からの飼養衛生管理の指導や検査等に努めています。第4章売れる農畜産物づくりの「安全・安心な農畜産物と情報の提供」において対応マニュアルに従った対応について記載しました。なお県の対応の詳細や防疫対策要領等は岐阜県庁ホームページにおいて公開しております。
19 4-1-1	口蹄疫、鳥インフルエンザなどの予防対策に投薬されていると聞いたことがあります。またアメリカの牛肉には成長ホルモンが投与されていますが、本県の実態はどうなっているのでしょうか。	口蹄疫や鳥インフルエンザなどのウイルス性の伝染病は、細菌性の病気に対する抗生物質のような効果のある薬剤はありません。またワクチンでも感染を完全に防御できないため、日本では通常、ワクチンによる予防は認められておらず、投薬により予防することはありません。このため発生時には、家畜を迅速に殺処分することがまん延防止の基本となっていますが、宮崎県の口蹄疫発生時のように殺処分による防疫対策を行うために必要と判断される場合のみワクチンを使用することがあります。一方ホルモン剤については、日本で承認されているホルモン剤は、家畜の繁殖障害の治療や、人工授精時期の調節などの目的に使用されるもののみで、成長促進を目的としたホルモン剤は承認されておらず、投与はできません。なお、牛の成長促進用を目的としたホルモン剤に関しては、国の食品安全委員会ホームページの科学的知見に基づく概要書(ファクトシート)に諸外国や日本の状況など詳細が掲載されています。 http://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets.html
20 4-1-2	下呂以北の米はとても美味しいので、コシヒカリ、龍の瞳について重点品目に加えて推進してはどうか。	飛騨の米(コシヒカリ、龍の瞳)については、需要に応じた生産がなされており、今後は更なるブランド化を進める必要があります。「龍の瞳」については、第4章売れる農畜産物づくりの「産地の強化とブランドづくり」において、トップブランド候補品目として位置付けました。また、第5章品目別の振興方向の「米・麦・大豆」で米に係る振興施策を記載しました。
21 4-1-2	瑞浪市では平成18年度より特産品開発事業としてマコモタケを推進しており、平成22年度をもって5年が経過し、研究開発や販路拡大も一段落してきています。今後は、開発された商品のPRを中心に進めていきたいと思っておりますので、その様な記載をお願いします。	ご意見を踏まえ、今後は開発された商品のPRと安定生産技術の確立を中心に推進するよう、第4章売れる農畜産物づくりの産地の強化とブランドづくり「地域の特徴的な取組」欄について記載内容を修正しました。

章・項		ご意見等の内容	ご意見に対する県の考え方(案)
22	4-1-2	いちごの少ない時季にその土地の気候を上手に利用して生産していくことは、とても凄いことだと思います。富有柿やにんじんなどの地元産品を利用した加工品(例えばジャム、ジュースなど)も同様に取り扱いければ良いのではないのでしょうか。	第4章戦略的な流通・販売の「新たな流通チャネルへの対応」において、県産農産物の付加価値化の促進等を記載しました。地元産品を利用した農産加工品については6次産業化商品として積極的なPRに努め、販路の拡大を図ってまいります。
23	4-1-2	県内農産物のブランド認証制度のようなものや、ぎふグリーン農業のより一層のPRを通じて、地元農産物の付加価値を向上させることが重要だと思います。	第4章売れる農畜産物づくり「安全・安心な農畜産物と情報の提供」において、ぎふグリーン農業の一層のPRについて記載しました。また農産物のブランド認証制度そのものはありませんが、「岐阜の宝もの」や「飛騨美濃じまん農産物」などの認証制度を活用して、広くPRしてまいりたいと考えております。
24	4-1-2	ブランド品目づくりについて、概要版では新規作目や新商品の一覧が無いが、あっても良いのでは。	第4章売れる農畜産物づくりの「産地の強化とブランド品目づくり」において、飛騨牛につづくトップブランド候補品目をリストアップしており、それぞれのブランド育成について記載しました。
25	4-1-3	いま農業・農村を救えるのは県の地域密着型支援であり、その最先端で活動できるのは農業改良普及事業であり、農協の営農活動です。指導員の増員と充実に期待します。	第4章売れる農畜産物づくりの「新たな技術開発と産地づくり」で、普及指導員の専門力をより強化するとともに、農協営農指導員をはじめ農業関係団体、機関と連携を図り、効率的かつ効果的な活動が展開できるよう普及指導体制づくりを進めていくことを記載しました。
26	4-1-3	各試験場のあり方について、もう少し農協や農家組織の意見を入れて、特に夏秋トマトやほうれんそうの品種試験などの様々なデータを提供していただきたいと思えます。	第4章売れる農畜産物づくりの「新たな技術開発と産地づくり」で技術の開発と産地への普及を記載しました。各試験場では、売れる農畜産物づくりに向け、米、野菜、果樹、花などの新品種の育成を行うとともに、機能性の解析により健康に役立つ新商品の開発や新たな食と農の関連ビジネスの創出に向けた農畜産物の高付加価値化を進めており、その成果やデータをより多く提供してまいります。
27	4-1-3	高冷地と言われる飛騨でも温暖化の影響で、夏場に於いては特に近年ハウス内の温度の上昇から、ほうれんそうが作りにくくなっています。遮光材・品種の選定・栽培方法の改善等で努力をしていますが、特にそれらを普及・指導して頂く方が大切です。普及員・研究員の方々の専門に担当して頂く為にも人材確保、減少の無い様どうぞ宜しくお願い致します。	生産現場において、直接農業者に接して、農業に関する技術、経営指導を行う普及指導員の役割が重要と考えており、第4章売れる農畜産物づくりの「新たな技術開発と産地づくり」において、農業者の高度かつ多様なニーズに的確に対応できるよう普及指導員の専門力を強化するとともに、効率的かつ効果的な普及指導活動が展開できるよう普及指導体制づくりを進めていくことを記載しました。
28	4-1-4	人間の生命を守るために必須であるものは水と食料です。その食料を守るために必要なものは農家(人)と基盤(農地・農業用施設)です。この基盤を守りさらに生産効率を上げるためには、基本計画のような整備が必要と考えます。しかし農家としては農業所得が減少する中、このような事業に参加するのが難しい状況です。農地が荒れ、食料供給力が減るのを防ぐため、基盤整備の事業を100%の補助率の公共事業として実施できないのでしょうか。	農業生産基盤整備は、食料の安定的な供給により県民生活の安定を図るという公的な効果と農家が所有する農地の生産性を向上させるという私的な効果を有しています。このことから国、県、市町村、受益農家が応分の負担をして整備を進めてきており、農家負担が伴うことにご理解願います。現在、農業用用水施設、排水施設については施設ごとに機能診断を行い機能保全計画を策定し、計画に基づいて部分的な補修・補強といった予防保全対策によって長期間健全な状態を保たせることに取り組んでいます。本施策により施設整備にかかる経費が低減でき、農家負担の軽減につながると考えています。

章・項	ご意見等の内容	ご意見に対する県の考え方(案)
29 4-1-4	<p>本文中「未整備地域の中には大区画ほ場整備が可能な地形でありながら関係者の合意形成が難航し、大区画化に取り組めない状況にある地域もあります。」について、合意形成が難航しとありますが、その要因となっている最大なものは、事業費の地元負担であると思います。</p> <p>現在、農家には事業費を負担してまで、ほ場整備を進めようとする意欲がありません。事業費を負担した場合は、負担分の一部を国、県、市町村が補填するような制度も必要かもしれませんし、県として独自の地元負担軽減の施策を検討し基本計画に反映すべきでないでしょうか。</p>	<p>ほ場整備は、食料の安定的な供給により県民生活の安定を図るという公的な効果と農家が所有する農地の生産性を向上させるという私的な効果を有しています。このことから国、県、市町村、受益農家が応分の負担をして整備を進めてきており、農家負担が伴うことにご理解願います。</p> <p>県の地元負担軽減施策については、県費補助率を現行(27.5%)から嵩上げすることは県財政事情が厳しく実現が困難なため、事業化を進める中で簡易な整備手法の導入やコスト縮減対策の実施により事業費を極力抑えることで農家負担の軽減を図ることを考えています。</p>
30 4-1-4	<p>年金や農外からの収入が多い兼業農家が多いという現状から担い手を育成し、その担い手に対して優良農地の面的集積を促進し、経営安定につなげるためほ場の大区画化を計画的に実施することは理解できます。しかし、土地を持つ農家は土地をあずけることまでは考えるが、負担が伴うほ場の大区画化まではなかなか同意が得られないのが現状であると思います。この本質的な問題をどう解決していくかが大きな問題ですが、負担の軽減等の対策を考えない限り、この問題の解決が無いようにも思われます。</p>	<p>ほ場整備は、食料の安定的な供給により県民生活の安定を図るという公的な効果と農家が所有する農地の生産性を向上させるという私的な効果を有しています。このことから国、県、市町村、受益農家が応分の負担をして整備を進めてきており、農家負担が伴うことにご理解願います。</p> <p>ほ場の大区画化については、農家の高齢化が進行している状況で、将来の営農をどうしていくのかを地域全体で考えていただき、ほ場整備事業が必要であると判断された後、事業化に取り組むこととなります。ほ場の大区画化と併せて農地集積を図ることにより、農業収益増を生み出すことで負担金の償還と合わせ、地域農業の継続を図るものです。なお、負担金の軽減については簡易な整備手法の導入やコスト縮減対策の実施により事業費を極力抑えることで、農家負担の軽減を図ります。</p>
31 4-1-4	<p>(優良農地と豊かできれいな水の確保に関連して)事業計画にあたり、地域の集落営農、生産法人等と、小規模農家、後継者不足等の意向を把握し、各地域に即した農業が成り立ち、生産、雇用を生み出す事が可能となるようモデル地区を設定し、行政主導による取組が必要であると思います。</p>	<p>地域の人、組織が主体となって、その地域の状況や特徴を活かした農業を展開することが重要であることから、各事業計画において地域の集落営農、生産法人等の意向を把握した上で事業計画を策定してまいります。</p>
32 4-1-4	<p>老朽化した農業用水路について、計画に基づいた更新整備と予防保全対策を実施、とあるが、更新整備とは適切な表現でしょうか、また予防保全対策の意味は。</p>	<p>更新整備は、新規の整備とは異なり老朽化した農業用水路等を修復する整備であり、国においても「更新整備」という表現が使用されています。また、予防保全対策は、老朽化して用水路の表面が剥がれて(壊れて)くる前に予防的に行う対策のことを言います。</p>
<p>2 戦略的な流通・販売</p>		
33 4-2-1	<p>岐阜県の農産物を量販店、消費者に買ってもらうことが最重要であり、まず第1に量販店の店先においてもらう、第2に消費者に買ってもらうことが重要であり、第1第2の要件を満たすために個別作目ではなく、全作目をトータルとして行う必要があると思います。そのために「安全・安心」は一要素であって全てではないので、次なる一手を掲げて欲しいと思います。</p>	<p>第4章「産地の強化とブランド品目づくり」及び「新たな流通チャネルへの対応」において、量販店や消費者のニーズにこたえるため、安全・安心をベースに、高品質や地域固有の農産物の生産などを進めるとともに、それらを活用した6次産業化による商品づくりを進め、農産物の付加価値化を図ることを記載しました。</p>

章・項		ご意見等の内容	ご意見に対する県の考え方(案)
34	4-2-2	地産地消の推進には地域の飲食店への食材供給元となる既存の地方卸売市場の存在が重要です。しかしながら、地方卸売市場は市場を構成する卸売会社、仲卸業者ともに価格形成能力、情報伝達能力等の弱体化が進んでおり、集荷力を失いつつあります。そこで、地方卸売市場の経営健全化に対し、具体的な取り組みを行うことを希望します。	地元農産物の供給起点となる地方卸売市場については、市場による産地育成活動への支援や、県内市場への集約による出荷量確保など、その経営健全化への取組を強化します。なお、将来的な地方卸売市場の動向については、別途、23年度中に県の卸売市場整備計画を策定する予定です。
35	4-2-2	当産地は地元学校給食に対する農産物の契約出荷(無袋販売など)を行っています。また、学校給食に県産農産物を使用する給食センターへの助成制度は効果があり続けていただきたいと考えています。 しかし、食材の発注方法は各給食センターごとに様々なものがあり、特に町外の給食センターについては、仲介する仲卸業者が複数であることから、円滑な意思の疎通(荷姿・量目の決定など)が困難な面があります。県産農産物の一層の活用推進と給食費の低減の観点から、行政の積極的な関与を期待します。	第4章戦略的な流通・販売の「地産地消の推進」において、学校給食で使用される米をはじめとした県産農産物に対して助成していくこと、また生産者団体、卸売市場、納入業者等と協力し、県内産地から学校給食へ野菜や果実を供給できる仕組みづくりの推進について記載しました。
36	4-2-3	特に中国は品質の良い日本の米を求めていると思うので、アジアを中心に輸出する方向を目指して欲しいと思います。	現在、本県からは飛騨牛、富有柿といった品目を中心に輸出を進めておりますが、ご意見いただきました米についても、将来的には需要のある品目であると認識しており、第4章戦略的な流通・販売の「海外への輸出促進」で記載するとともに、国等の動向も見極めながら農業関係者等と検討してまいります。
37	4-2-4	商品開発のPRによる新たな販路拡大について、500万以上の加工食品の売り上げの企業を増やす目標になっていますが、実際にコンビニ、量販店で販売を考えれば数千万円以上の売り上げがある企業でなければ相手にされません。相手にされても一部の地域限定になると思います。そうすればそれなりの投資を行い対応できるようにしなければなりません。この時在庫の問題、償却の問題など様々な問題点がでてきますが、そのリスクはどこが負うのでしょうか。机上の空論になっていませんか。	新たに加工食品に取り組む農業者等にとっては、500万円は決して少ない数字ではなく、地域内での販売から始め、徐々に売り上げの拡大を図っていくことが必要であると考えております。目標指標にある「500万円以上の売り上げがある経営体・団体数」についても、一般企業ではなく農業者、農業法人、農業者グループ等を想定しており、計画中の標記を「経営体・団体数」から「農業経営体・団体数」に変更しました。
38	4-2-4	体験型(トマト狩り)による販売が好調で、経営の柱となりつつあり、トマトジュース等の加工品もよく売れています。これは、美味しいトマトがすばらしい環境の中で生産されていることに来訪者の方が感動されるためと考えています。将来的には、自然豊かな環境の中で食事をしていただけるような施設が運営できないかと夢を膨らましています。 農業の6次産業化による販路拡大を考える場合、売りに出ることも重要ですが、お客様に来ていただいて生産現場を知っていただくという観点も必要だと考えます。来ていただくことにより、こんなすばらしい環境でつくられているトマトを食べているのだとわかり、共感が生まれます。リピーターになり、更にファンになっていただくことが重要です。 また、地域の観光産業と連携することでより地域の良さを発信することができると思	消費者に産地へ足を運んでいただくことは、農業の現場や農産物等への理解を深める有効な手段です。第4章戦略的な流通・販売の「大消費地での販売促進」で、消費者を産地に招いた収穫体験ツアーの実施、第4章魅力ある農村づくりの「都市と農村との交流促進」で、飛騨・美濃じまん観光誘客プロジェクトと連携した誘客促進について記載しました。
39	4-2-4	加工業者が県内産地の農産物を積極的に使用したくなるような助成制度を設ける等、行政の積極的な取り組みを期待します。	加工業者に県内農産物を使用いただくため、第4章戦略的な流通販売の「新たな流通チャネルへの対応」において、農業者・商工業者の出会いの場として県内各地で農工商連携商談会を定期的に開催するとともに、農業現場の見学会を開催するなど、農業者と商工業者との結びつきを強化する取組について記載しました。
3 多様な担い手の育成・確保			

章・項	ご意見等の内容	ご意見に対する県の考え方(案)
40 4-3-1	特に若い人が農業に新規参入する際、安心して就農できるような支援体制について、基本計画に盛り込んでほしい。	第4章多様な担い手の育成・確保の「意欲ある新規就農者の育成・確保」において、若い方たちが農業に魅力を感じ、安心して就農できるよう、各地域ごとにJA、市町村、生産者組織等が連携した「地域就農支援協議会」を設立し、相談から就農までの一連の過程で各種支援が受けられる新規就農支援システムを整備していくことを記載しました。
41 4-3-1	当該地域は、30年ほど前には夏秋トマトの組合員が50戸ほどいましたが、いまでは19戸となり、5年後には10戸ほどになるのではと考えています。なんとか歯止めをかけないと、農地も荒れ地域が衰退してしまいます。このため、就農支援協議会をしっかりとしたものにしてほしいと思います。	第4章多様な担い手の育成・確保の「意欲ある新規就農者の育成・確保」において、地域就農支援協議会をしっかりとしたものとしていくため、平成27年度までに県下42市町村をカバーする協議会を設立する明確な目標を掲げるとともに、県、青年農業者等育成センター、関係団体、地域就農支援協議会が連携して就農を支援していくことを記載しました。
42 4-3-1	新規就農者で一番難しいのが農地の確保ですが、その部分を県として既存農家に農地の賃借をあっせんするのでしょうか。	第4章多様な担い手の育成・確保の「意欲ある新規就農者の育成・確保」において、新規就農者への支援については、相談から就農までの一連の過程で「地域就農支援協議会」が支援を実施し、この中で新規就農者への農地の賃借についても進めていくことを記載しました。
43 4-3-1	新規就農者を育成するためのマンパワーが、各団体ともに不足していると感じます。生産者組織(研修先)、JA、市町村、農林事務所(普及)、各団体にそれぞれ専門員を設置するぐらいでなければ新規就農者の確保は厳しく、現状ではどうしても片手間になってしまうか、1つの団体に業務が集中してしまいます。農畜産公社の就農支援体制を農林事務所単位としてはどうでしょうか。	第4章多様な担い手の育成・確保の「意欲ある新規就農者の育成・確保」において、市町村、農協、生産者組織等が一体となり、相談から就農後の農業経営までをサポートする地域就農支援協議会を各地域に設置し、農業者等育成センターと連携した就農支援体制を整備していくことを記載しました。各協議会には、専任の「就農コーディネーター」を設置して対応していきたいと考えております。
44 4-3-1	就農者が安心して働ける環境づくりや、所得確保のための指導をお願いします。	第4章多様な担い手の育成・確保の「認定農業者・農業法人等の育成確保」において、担い手への農地の利用集積、必要な農業用機械等の整備支援、戸別所得補償制度や農業金融制度を活用した経営の多角化支援について記載しました。また、意欲ある担い手に対し専門家による農業簿記講座などにより法人化に向けた支援を実施してまいります。
45 4-3-1	現在は農業への参入企業への支援も行っているようだが、農家の後継者に対して十分な支援をして欲しい。	県では農家の後継者についても新規就農者としてとらえ、第4章多様な担い手の育成・確保の「意欲ある新規就農者の育成・確保」において、地域就農支援協議会を活用した相談から営農定着までの一貫した支援体制による就農支援の推進について記載しました。
46 4-3-1	最近の流行から新規参入希望者も多いようですが、就農者の数を確保するためには、できるだけ窓口(広報)を広く行い、希望者を見極めながら支援を進めて欲しい。	就農相談会や各種研修などの開催、また地域就農支援協議会の情報等については、新聞、各市町村やJAの広報紙など様々な媒体を通じて広く広報してまいります。また、就農希望者に対しては、就農相談員による話し合いの中で農業の厳しい側面も理解していただき、その上で条件に応じた具体的なアドバイスを実施してまいります。
47 4-3-2	専業農家の高齢化対策(担い手の育成)、安全・安心、生産性の向上等、農産物の生産振興を図るため、行政の支援等を受けながら、施設の整備・経営指導等に努力してまいりましたが、近年高齢化等により生産者が減少しています。収穫施設等の運営、地域の基幹作物(トマト・和牛飼育等)の振興をはかっている上でも、担い手の育成について、対応をお願いします。	第4章多様な担い手の育成・確保の「意欲ある新規就農者の育成・確保」において、県の就農相談窓口である青年農業者等育成センター相談員の充実、相談から就農までの一連の過程で各種支援が受けられる新規就農支援システムの整備、農業大学校や国際園芸アカデミーでの実践的なカリキュラム実施による営農意欲の高い青年農業者の育成等について記載しました。
48 4-3-3	大規模経営が不可能と思われる地域では、総合的な地域分析による集落計画と対策が必要だと感じます。	第4章多様な担い手の育成・確保の「中山間地域農業を支える共同組織の育成」で、特に担い手不足の小規模・高齢化集落について、県職員による支援チームを編成、集落サポーターの派遣などにより集落営農の組織化等を支援していくことを記載しました。

章・項	ご意見等の内容	ご意見に対する県の考え方(案)
49 4-3-3	集落営農の育成について、集落営農の規模、目的等にこだわらない幅広い支援をお願いしたい。支援チームの派遣については、極力制限をつけたくないと思います。	中山間地域においては、集落営農を担う中心的な人材の確保が難しくなっており、まずは、この人材確保が最重要課題と考えています。第4章多様な担い手の育成・確保の「中山間地域農業を支える共同組織の育成」において、県が派遣を検討している集落営農組織化支援チームを、このような中山間地域の担い手不在集落を対象に実施していくことを記載しました。
50 4-3-3	新規就農者の育成・確保について、農業面からだけのアタックではなく、農村に「住む」「働く」という面から市町村行政と一体となって取り組まないと、過疎化や人口減少が進む町村はもっと加速度的に進展すると思われ、もっと危機意識を持った取組が必要であると感じます。	第4章多様な担い手の育成・確保の「中山間地域農業を支える共同組織の育成」において、集落営農の組織化に向けた支援を市町村行政やJA等と一体となって進めることを記載しました。また集落外からの担い手を発掘するため、担い手の公募や大都市圏での就農フェアを開催するとともに、農・林・商工部門と連携した移住・就農関連の相談会を開催し、農村への移住のサポートを行います。
51 4-3-4	企業参入について、概要だけなので何とも言えませんが、農業参入した企業の多くが数年で撤退するという現状を打破するための対策はどのようになっているのか。参入したい企業は数多くあると思いますが、ほとんどの場合、農業の知識がない人ばかりでどのように指導をしていくのでしょうか。(現在の普及員だけではとても追いつかないと思われまます。) またどのようにアピールをしていくのでしょうか。	第4章多様な担い手の育成・確保の「企業の農業参入や小規模農家への支援」において、相談窓口の整備や、企業と地域との仲介や相談を受けるコーディネーターの設置、各種助成制度等の情報提供、ガイドブック作成や必要な農業機械・施設の整備支援について記載しました。また、既に参入している企業をアドバイザーとして農業知識が少ない参入希望企業の課題を解決に活用していきたいと考えています。
52 4-3-4	企業参入した農業法人について、「認定農業者となること」など、一定の要件を与えつつ、各種補助事業等について農業者と同等の位置づけをしていただきたい。	農業用機械・施設の導入を支援する経営体育成支援事業の助成対象者は「認定農業者及び認定農業者に準じる者」となっており、農業に参入した一般法人についても、地域農業を担う一経営体であることから認定農業者になることを推進してまいります。
53 4-3-4	東海環状自動車道東回りの開通は、関市・美濃市といった自治体への企業誘致を成功させ、多くの雇用創出をもたらしました。こうした先例を踏まえ、東海環状自動車道全線開通を見据え、農作物の水耕栽培等を中心とした野菜工場や研究開発機関、さらにはそれらの加工工場といったものを、名古屋・関西方面へ物流面で有利となる新たなIC建設予定地周辺に誘致し、岐阜県の新たな産業として定着させて行くべきではないでしょうか。	企業と地域との仲介や相談を受けるコーディネーターの設置、各種助成制度等の情報提供、ガイドブック作成や必要な農業機械・施設の整備を支援します。また、既に参入している企業をアドバイザーとして農業知識が少ない参入希望企業の課題を解決に活用していきたいと考えております。また、工場誘致につきましては、これまでのノウハウを活かしつつ、商工労働部など関係部局とも連携して進めてまいります。
4 魅力ある農村づくり		
54 4-4-2	中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策、またぎふグリーン農業制度など様々な支援を受け中山間地域での営農活動を行っています。近年鳥獣害の被害が多く、電柵を実施してもサルには効果が無く、またサル防護柵の設置には多額の費用がかかり、この規模では投資効果がありません。	サル対策については、集落ぐるみでの追い払いが効果が高いことから、第4章魅力ある農村づくりの「豊かで住みよい農村づくり」において、地域ぐるみで対策を進めるための具体的な施策を記載しました。併せて、しなる支柱を利用したネット柵や電気ネット柵などサル用の防護柵を導入することでより効果が上がりますので、補助事業を活用し、極力負担が少なくなるよう、地域全体での対策を進めてまいります。
55 4-4-2	中山間地域において耕作放棄地対策を進める上で、まず最初に取り組まなければならないことは鳥獣害対策です。特に問題になっているのは、地主が不在化するなどして荒廃している林地の増加で、荒廃した林地が有害鳥獣の棲家になっています。本文には明記されていませんが、概要版では県の関係部局の連携が記されており、今後の施策を期待します。	県では、野生鳥獣による被害対策を関係部局が連携し、包括的、効果的に行うため、全庁的な岐阜県鳥獣被害対策本部を平成23年1月に設置しました。第4章魅力ある農村づくりの「豊かで住みよい農村づくり」において、農政、林政、環境生活部局等を含む全庁体制で鳥獣被害対策を進めていくことを記載しました。
56 4-4-2	有害鳥獣の捕獲について、狩猟免許(ワナ)を取得される方が増えてきているが、経験の浅い方では上手く捕獲できていないようです。行政で指導できる技術者を養成して、経験の浅い方たちに効果的なワナの設置方法を指導してもらいたいと思います。(捕獲は農政の担当ではないかもしれませんが、関係部局の連携の中で取り組んでいただければと思います)	猟具の取扱や設置方法を学習することができるよう狩猟免許講習会やワナに関する簡易な知識習得を行うことができる農作物鳥獣被害対策相談員養成講座を今後も開催してまいります。また県では、野生鳥獣による被害対策を関係部局が連携し、包括的、効果的に行うため、全庁的な対策本部を平成23年1月に設置し、各種課題についてこの対策本部で検討してまいります。

章・項	ご意見等の内容	ご意見に対する県の考え方(案)
57 4-4-2	<p>山間部で、農業を行っていく上での対策として、一番困っているのは、イノシシ、さる、ヌートリア、アライグマなどの有害鳥獣の対策が必要ではないでしょうか。</p> <p>山口市においても、イノシシが、平成22年で、150頭以上捕獲されたと聞いています。さらには、狩猟期に入っても、猟友会の方がイノシシの捕獲が例年より多いとも言われており、イノシシ等の生態系が変化してきています。狩猟期に入ってもイノシシが大量に捕獲され、いままではなかった小さいイノシシまでが捕獲されています。また、アライグマなどは市街地にも出てきており、今後はさらに増えてくるとおもわれます。作ってもイノシシやさるに取られると、作物を育てるための意気込みが失われます。このため有害鳥獣の捕獲について重点的な計画となることを希望致します。</p>	<p>県では、野生鳥獣による被害対策を関係部局が連携し、包括的、効果的に行うため、全庁的な岐阜県鳥獣被害対策本部を平成23年1月中旬に設置しました。第4章魅力ある農村づくりの「豊かで住みよい農村づくり」において、農政、林政、環境生活部局等を含む全庁体制で鳥獣被害対策を進めていくことを記載しました。</p>
58 4-4-2	<p>鳥獣害対策については、個体数管理が最終目標であることが明らかになってきました。猟友会に変わる新たな駆除組織の立ち上げ支援や、解体費用に対する補助、駆除重点地域におけるわな猟の規制緩和など、個体数管理対策の具体的な支援充実をお願いしたいと思います。</p>	<p>個体数管理については、狩猟者確保のための講習会開催や捕獲に必要な経費の一部助成、農業被害の著しいイノシシの狩猟規制の緩和などに取り組んできたところです。今後は、イノシシ以外の鳥獣にかかる狩猟規制の緩和などについても検討し、農作物や食品残渣の管理徹底などによる「生息地管理対策」や防護柵設置などによる「被害管理対策」と併せて捕獲等による適正な個体数の管理を進めてまいります。</p>
59 4-4-2	<p>当地区での一番の課題は鳥獣害被害です。家庭菜園はもちろん、トマト等を栽培する販売農家にしても、生産意欲を阻害するほど深刻です。農業分野だけでは無く、林業・一般住民を含めた、県の抜本的な対応をお願いします。</p>	<p>野生鳥獣による被害対策を関係部局が連携し、包括的、効果的に行うため、岐阜県鳥獣被害対策本部を平成23年1月中旬に設置しました。第4章魅力ある農村づくりの「豊かで住みよい農村づくり」において、地域ぐるみで鳥獣を引き寄せない集落環境を整備したり、防護柵を設置することが重要であり、専門知識を有する対策チームの派遣等について記載しました。</p>
60 4-4-2	<p>鳥獣害プロジェクトについて、一般家庭での家庭菜園も含め、せっかく栽培しても被害に遭ってしまっただけでは何にもなりません。市町村などでも被害を減らせる対策方法の指導や、柵などの設置補助の有無なども、もっと情報提供をして欲しいです。</p>	<p>これまで被害対策マニュアルの農家の皆さんへの配布や、地域の要請に応じ集落や市町村における研修会への職員の派遣、市町村、農業団体職員等を対象とした研修会の開催等を通じ、被害対策の情報提供や指導体制の整備を行ってきました。今後は、専門知識を有する職員を中心とした対策チームを組織し、地域の実情に応じた対策の指導、支援をしていくなど、指導・支援体制の強化を進めてまいります。</p>
61 4-4-2	<p>有害鳥獣対策について、農作物被害防止のための有害鳥獣捕獲・狩猟免許取得への助成が必要だと思います。</p>	<p>農作物被害防止対策の一つである個体数管理については、狩猟者確保のための講習会開催や、有害鳥獣の捕獲に必要な経費の一部助成、農業被害の著しいイノシシの狩猟規制の緩和などに取り組んできたところです。今後もこれらの取組を継続するとともに、集落ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策の一環として、狩猟免許講習会に参加する経費への支援を行い、狩猟免許取得の促進を図ってまいります。</p>
62 4-4-2	<p>居住する地域では、近年猿・鹿・猪による農作物や林業への被害が多く、今年度市主催で鳥獣害対策の研修会が実施されましたが、収穫を目前にした農作物への被害も多く、広域的な中山間地域を対象とした対策を強化し、事業化してほしいです。</p>	<p>県では、野生鳥獣による被害対策を関係部局が連携し、包括的、効果的に行うため、全庁的な岐阜県鳥獣被害対策本部を平成23年1月中旬に設置しました。第4章魅力ある農村づくりの「豊かで住みよい農村づくり」で農政、林政、環境生活部局等を含む全庁体制で鳥獣被害対策を進めていくことを記載しました。</p>
63 4-4-2	<p>獣の被害が急速に拡大しているため、位置づけを明確にして、しっかりとした対策をお願いしたいです。また、知識のみでなく、対策現場の経験のある相談員を育成して欲しいです。</p>	<p>鳥獣被害対策については、農政、林政、環境生活部局等を含む全庁体制で鳥獣被害対策を進めていくことを、第4章魅力ある農村づくりの「豊かで住みよい農村づくり」で記載しました。また農村環境保全プロジェクトの中で、専門知識を有する対策チームの派遣等を実施することとしております。</p>

章・項	ご意見等の内容	ご意見に対する県の考え方(案)
64 4-4-2	その地域にあった農地の保全管理をする事について、今後、指導者の育成を行ってほしい。	地域の農地保全については、様々な人の育成・確保が不可欠です。基本計画においても優良農地の確保と農業用水等の適切な管理を行うため土地改良区の体制強化の推進や、農地の担い手となる新規就農者育成のための就農相談員の強化、集落営農の組織化に向けた支援チームの設置、農地や農業用施設の利活用を通じた保全活動に対する助言や指導を行うふさと水と土指導員の活動促進、鳥獣被害軽減に向けた鳥獣被害対策相談員の増員、グリーン・ツーリズムのインストラクター等指導者の育成、小中学校で行われる農業体験学習を支援する農業技術インストラクターの設置など、農地の保全につながる様々な人の育成・確保を進めてまいります。
65 4-4-3	農業用排水施設は農用地の排水を主体としているものの、宅地開発等により農地以外からの雨水や生活雑排水も入ってくる等、結果として非農用地を含めた地域全体の排水にも大きな役割を果たし、周辺の農村地域排水を健全に維持してきております。それらの施設の維持管理は明治の時代より「農家負担が原則」として、管理体制が確立され、土地改良区が農家からの賦課金を以って維持管理を行っております。しかしながら、施設の多くは、昭和40～50年代に建設されたもので、耐用年数等から多くの施設が整備・更新を行うことが必要となっております。「災害に強い農村整備」にあたり、農業用排水機・用排水路の改修が必要と考えます。また、「環境保全効果の高い整備」を行う場合には工事費や維持管理費の増加などの課題を考慮して進めていただきたいと思います。	機能が著しく低下した施設の更新整備を進める他、施設ごとに機能診断を行い機能保全計画を策定し、計画に基づいて部分的な補修・補強といった予防保全対策によって長期間健全な状態を保てることに取り組んでいます。本施策により施設整備にかかる経費が低減でき、農家負担の軽減につながると考えています。環境に配慮した工事を行うにあたっては、コスト削減や工事後の維持管理費の低減について充分配慮することとしています。なお、農業農村整備事業の実施にあたり、希少生物や地域として保全が必要となる生態系に配慮した工事を実施した場合、従来工法との差額に係る地元負担分(市町村負担分は除く)を県が負担する「希少生物保全事業」を県単独事業として制度化しています。
66 4-4-4	グリーン・ツーリズムの受入れ体制が整いつつあるとの記載がありますが、こうした環境整備の一環として、もっと観光農業色の強い施策を進めるべきではないかと考えます。これは体験農業への動機付けとなる役割を担うもので、ひいては岐阜県のすばらしさを再認識させることにつながっていきます。 具体的には名古屋など大都市にも近い利点を生かし、官民間わず管内各地にある体験型農業施設に、収穫・加工等といったふれあい農業体験メニューを設け、日帰り観光客向けの農業体験施設としてPR・定着させていくべきです。	日帰り型の農業体験についても、滞在型の余暇活動であるグリーン・ツーリズムと同様、岐阜県の農山村へ来ていただくきっかけになると考えており、観光農園などの日帰り体験施設についてデータベース化を図るとともに、PR資料を作成し、「岐阜の田舎のお手軽体験スポット」としてPRする等、「都市と農村の交流促進」の一環として推進してまいります。
5 県民みんなで育む農業・農村		
67 4-5-1	保育園、幼稚園などの子供は野菜の好き嫌いがあがり、なかなか食べてくれない食品(野菜)もあります。幼稚園で苗から育てて、それを給食で食べる、という活動を行っていますが、今以上に地元の野菜が食べられるように農家の協力を仰ぎ、苗植えは子供、管理は農家、収穫は子供というような、地域の方と一体となった食育活動を考えていく必要を感じていますが、農家の協力を得やすいような支援(助成)制度があれば良いと思います。	第4章県民みんなで育む農業・農村の「食と農に対する理解の醸成」において、食農教育等について記載しました。幼児食農教育プログラムを作成し、県内の幼稚園・保育園に配布しその実践を進めるとともに、農業体験についても重点的に取り上げ、ぎふ農業技術インストラクター派遣制度により、地元の農業者や普及指導員OB等が体験活動の支援を実施してまいります。
68 4-5-1	食育については、子供の幼稚園や学校から熱心な取り組みや指導などがあり、子供を持つ親としては関心のある事柄です。学校で野菜などを育て、収穫し、調理して食べるまでを体験してもらい、良い経験をさせて頂いていると、感謝しています。家では、野菜などを育てる経験はなかなかできない家庭が多いと思いますし、またやってみたくても育て方のノウハウが分からないため、やれない若い親さんも多いことと思います。そんな中、学校などでの農業(栽培)体験とそれに関わる食体験は大変重要な教育であると思っています。	第4章県民みんなで育む農業・農村の「食と農に対する理解の醸成」において、教育現場からの要請に応じて指導者を派遣するなど農業体験活動を支援する取組について記載しました。「食」とそれを産み出す「農」について、子どもたちの理解を深めることが重要と考えており、幼児期からの食育を推進し、また、幼稚園・保育園での農業体験や小中学校での学校農園の設置を進めてまいります。

章・項	ご意見等の内容	ご意見に対する県の考え方(案)
69 4-5-1	<p>今回作成された「ぎふ農業・農村基本計画(案)」では、一般的にブランド品目の確立化や新規就農者へのバックアップ、新規販路の確保などについて取り込まれており、今後の岐阜県の農業を拡大していくためには必要なことではありません。県内農家の大多数は個人経営の水稲生産農家であり、年々高齢化、婦女子化が進行し、農作業の実施も儘ならない現実を考慮すると、岐阜県の農業の土台である水稲生産農家にいかに自力を付けさせるかが重要であると思われます。このことは、岐阜の農業を活性化させるとともに、耕作放棄地の発生防止など農地の管理面にも大きく寄与すると思われま。</p> <p>国では既にモデル実施されている戸別所得補償制度などの各種施策が今後も予定されていますが、岐阜県としても水稲の価値を上げるための独自の施策や事業(商品開発を行う事業者や加工業者と農家のパイプ作りなど)を取り入れた計画を策定し、実施していくことが必要であると思われま。</p>	<p>将来にわたり地域の水田農業を継続するために、高齢農家や小規模農家等を含めた多くの農家の参加する集落営農組織の育成を進めているところです。また、地域の特色を活かした特別栽培米やぎふクリーン農業の取組を支援するとともに、米粉としての活用を進めるために、米粉の需要拡大や生産者と実需者のマッチングを引き続き行ってまいります。</p>
70 4-5-2	<p>県産農産物を購入した際にポイントカードにが特典が付与されるようなしくみは地産地消の推進に貢献すると考えられます。ぜひ、各社を横断した取り組みになるよう制度設計をお願いします。</p>	<p>ご意見いただきましたように、地産地消につながる制度設計、特に消費者が生産者や産地を支える仕組みについて検討し、生産者団体や量販店など関係者との連携を進め、取り組んでまいりたいと考えております。</p>
第5章 品目別の振興方向		
71 5-1-1	<p>クリーン農業の取組は安全・安心という面でもとても良いことだと思っています。しかし農家が一生懸命取り組んでも消費者の人が内容をあまり理解していないように思います。買う人がもっとクリーン農業について知ってもらえるような取組が必要かと思ひます。</p> <p>良いものは高くても買うという人はいるかと思いますが、まだまだ安いものが良いという人が多いと思います。クリーン農業のトマトと言うことで、多少高くても買ってくれる人が増えていけば農家にとってもやりがいがあるし、安定収入の面も良くなっていくと思ひます。そのため様々な人に知ってもらえるような事が必要になっていくと思ひます。</p>	<p>第4章売れる農畜産物づくりの「安全・安心な農畜産物と情報の提供」において、認知度向上のため、量販店等でのぎふクリーン農産物コーナーの設置やこれら販売店と連携したフェア、消費者キャンペーンの開催など店頭でのPR活動の展開、また、ブログなどのインターネット媒体による情報発信や食に関心の高い子育て世代を対象とした効果的な広報宣伝活動の実施について記載しました。</p>
72 5-1-1	<p>岐阜県の冬春トマトは、年間約5,600トン出荷し、15億円の販売額があります。生産者は104名で約31haの栽培面積があります。5-1-1には夏秋トマトが重点品目としてありますが、そこに記述されている様に夏秋と冬春との交流会等も開始し、岐阜県産として周年生産、販売をする体制づくりをしている最中ですので、夏秋トマトと限定するのではなく、岐阜県産トマト全体の振興としていただきたいと思ひます。</p>	<p>本計画の5-1-1では重点品目について記載しておりますが、これは全国的にみても出荷額や市場評価が高く、所得の向上の実現につながることを期待される品目を選定しています。冬春トマトについては、ご意見を踏まえて、県産トマト全体の振興を図ることから、第5章品目別の振興方向の「野菜」の課題で具体的な振興方向を記載しました。</p>
73 5-1-1	<p>夏秋トマトの作期分散には雪に強いハウスが必要なため、なかなか実現できないのが現実です。これに特化した補助を考えていけば、面積も拡大するのではないのでしょうか。</p>	<p>現在、県単独補助事業等を活用した耐候性ハウスや小型暖房機等の導入支援を行っているところですが、引き続き県内各産地におけるニーズを踏まえながら、国庫補助事業等の活用を含めさらなる施設導入の推進に向け支援してまいります。</p>
74 5-1-1	<p>夏秋トマトの10トンどりを目指すと同時に、品質の向上も目指し、産地間の競争に勝ち抜いていくことを目標にしてほしい。</p>	<p>産地としての競争力向上については、単収向上等による出荷ロットの拡大だけでなく、品質の維持・向上がもう一つの重要な要件であると認識しています。</p> <p>高温期における高品質、安定生産技術の確立・普及や早期・晩期作型の導入拡大による高品質なトマトの長期安定出荷に努め、本県産夏秋トマトのさらなる産地競争力の向上を図ってまいります。</p>

章・項	ご意見等の内容	ご意見に対する県の考え方(案)
75 5-1-2	夏ほうれんそうについて、栽培上問題となっているのはケナガコナダニと高温です。コナダニに対しては、さらに研究所等で対策を進めて欲しいし、農薬の制限撤廃等できるだけのことを考えて欲しいです。また、高温対策では、構造の見直しからハウス内の環境改善を進めていくべきではないでしょうか。	夏ほうれんそうについては、県としてもご指摘いただきました点が大きな課題だと認識し、第5章品目別振興方向の重点品目の振興方向の中で、ケナガコナダニの対策や遮光資材等を利用した高温期における高品質・安定生産技術の確立と普及の推進について記載しました。なお、ケナガコナダニについては農水省との共同研究として平成22年度から実施しています。
76 5-1-6	完全配合飼料を利用している養鶏農家でも取り組みやすい飼料米の仕組みづくりと、長い間利用できる施策をお願いしたいです。(現状では、飼料米を利用するために機械などの導入にコストがかかってしまう。)	玄米加工経費を必要としないモミのままで飼料として給与する取組を推進するため、簡易で低コストな配合飼料への混合方法や仕組みづくりを岐阜県飼料用米利用促進協議会との連携により推進してまいります。また、新たに必要となる機械・設備については、国の補助金等を活用して、複数の畜産農家の共同施設として設置するよう体制づくりを検討してまいります。
77 5-4	中山間地域の果樹園では、高齢化により果樹園を貸す方がみえ、全体として面積は維持しているものの、借りる側にも限界があります。これからはリーダーが果樹園を借り、これまで働いていた地主の家族もパートで雇用するような小さな集落組織も必要だと思います。	第5章品目別の振興方向の「かき(柿)」において、県内主要果樹のうち最も栽培面積の大きい柿については、現在実施中の放任園等の実態調査の結果を踏まえてモデル地区を選定し、地域の柿園をまとめて管理する組織の設立を支援するとともに園地集積を推進していくことを記載しました。
78 5-5	花き生産者が抱える最大の問題は、市場価格の低迷です。2008年9月のリーマンショック以降、この2年間で平均37円も下落しました。自分でつくったものは自分で売る。この当たり前のことが、市場へ出荷していればそれなりに利益が確保できた時代が長かったため、商品開発や営業を怠り、できない生産者が多いと感じます。岐阜県全体からみれば花の生産額は全国3位までなったかもしれませんが、農家は元気が無く、後継者は一部で、今年の花での新規就農者は0です。市場がみる岐阜の評価も年々下がっています。他県が追従できないような常に秀品をつくるのが岐阜ブランドであり、岐阜のPRにもつながります。花も鮮度が重要で、農場から売場までの時間と流通コストを抑え中間マージンを減らす流通革命が必要です。鉢花、切り花についても、5つの基本方針の1「売れる農畜産物づくり」と2「戦略的な流通・販売」を特に希望します。	花き経営の維持・安定化のためには、実需者と連携した魅力的な商品開発、販路拡大による安定した販売単価確保が重要であり、大都市圏等での花き市場商談会、見本市等への出展を支援しており、今後は新たな流通チャネル確保のため異業種交流も推進します。こうした実需者との連携強化により栽培品目や栽培技術の再点検を行い、消費者に喜ばれる花き生産を推進することで市場評価の向上を目指します。
79 5-5	環境負荷軽減に配慮することがこれから必要なことは理解できるが、MPS認証取得が前面に出てくることについて、若干の違和感を感じます。本当に農家のためになるのか疑問があります。	MPS(花き産業の総合的な認証制度)については、花き生産における環境負荷軽減、トレーサビリティの取組として世界的に認証されており、産地の競争力強化やイメージアップにつながる取組だと認識しております。ただ、ご意見いただきましたとおり、MPSだけが全てではありませんので、同じく環境負荷軽減につながるぎふクリーン農業の取組についても記載し、合わせて推進していきます。